

証券コード 6730
2022年6月2日

株主の皆さまへ

東京都千代田区外神田四丁目14番1号



株式会社 **アクセル**

代表取締役社長 松 浦 一 教

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主さまの安全確保のために、ご来場は可能な限りお控えいただき、書面又はインターネットによる事前の議決権行使をお願い申しあげます。

株主の皆さまにおかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月22日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日） 午前10時
 2. 場 所 東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテルメトロポリタンエドモント 2階 悠久の間
 3. 株主総会の目的事項
報告事項
 - 1 第27期(自2021年4月1日至2022年3月31日)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第27期(自2021年4月1日至2022年3月31日)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

<ご来場される株主さまへお願い>

- ◎接触感染のリスク低減のため、ご来場の株主さまへの資料やお土産の配布は行いません。
- ◎マスクの持参・着用をお願い申し上げます。マスク着用にご協力いただけない場合、ご入場をお断りいたします。役員・スタッフもマスク着用で対応いたします。
- ◎受付付近にアルコール消毒液を設置いたしますので、入退場の際にはご利用いただきますようお願い申し上げます。
- ◎会場入場前に、検温を実施いたします。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、ご入場をお断りしますので、予めご了承ください。
- ◎感染予防のため、会場の座席は間隔を広げた配置とさせていただきます。そのため、ご準備できる座席数には限りがありますので、ご来場いただいてもご入場できない場合がございます。予めご了承ください。
- ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイトより、最新の情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ・事業報告の「主要な事業内容」「主要な営業所及び工場」「従業員の状況」「主要な借入先の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「株式の状況」「会社の新株予約権等に関する事項」「社外役員に関する事項」「会計監査人の状況」「職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」「剰余金の配当等の決定に関する方針」「会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載いたします。
- ◎本招集ご通知の発送日は2022年6月2日ですが、早期開示の観点から2022年5月27日より当社ウェブサイトに掲載しております。

<当社ウェブサイト> <https://www.axell.co.jp/>

以 上

目次

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	4
第2号議案 定款一部変更の件	5
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件	7
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	13
議決権行使のお手続きについて	21

（添付書類）

事業報告

企業集団の現況	22
当連結会計年度の事業の状況	22
直前3事業年度の財産及び損益の状況	25
重要な子会社の状況	26
対処すべき課題	27
会社役員の状況	29
取締役の状況	29
責任限定契約の内容の概要	29
役員等賠償責任保険契約の内容の概要等	30
取締役の報酬等	30
連結貸借対照表	34
連結損益計算書	35
貸借対照表	36
損益計算書	37
連結計算書類に係る会計監査報告	38
計算書類に係る会計監査報告	40
監査等委員会の監査報告	42

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社の株主還元方針は「株主の皆さまへの期間収益の還元」と「機動的な経営を可能にするための内部留保」の適正な水準を勘案し、株主の皆さまへの還元を最大化することです。本方針に基づき利益配当につきましては、当期純利益の50%を配当額とすること（配当性向50%）を原則としております。配当性向50%で算定した配当額が前年配当額を下回る場合には、適正な内部留保を確保したうえで、従前の配当水準を考慮し配当額を検討いたします。なお、配当性向につきましては、連結決算を優先いたします。

この方針のもと、当期の期末配当につきましては、1株につき40円とさせていただきます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。

- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその金額
当社普通株式1株につき金40円 総額433,135,680円

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に関し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第21期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p style="text-align: center;">2</p> <p>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">2</p> <p>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p style="text-align: center;">3</p> <p>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

(注) 上記に記載されていない条項については変更ありません。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の再任と、新たに2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

まつうら かずのり
松浦 一教

再任



生年月日

1970年1月25日生
満52歳

所有する当社の株式数
405,160株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1994年4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鐵株式会社）
入社
1998年4月 当社入社
2004年4月 当社技術グループシニアマネージャー
2006年6月 当社取締役技術グループアシスタントゼネラルマネージャー
2010年6月 当社取締役技術グループゼネラルマネージャー
2012年6月 当社代表取締役社長（現任）
2014年4月 筑波大学客員教授（現任）

■ 取締役会への出席状況

100%（13回中13回出席）

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

松浦一教氏は、他社において豊富な半導体開発の経験を持ち、当社においては代表取締役社長として事業推進、経営管理に携わっております。その経験と実績をもとに当社の経営を統括することにより、取締役会の意思決定機能の強化及び業務執行の迅速化・効率化を図り、経営環境の変化に的確に対応できる機動的な経営を推進することが期待されるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者としたしました。



生年月日

1966年8月4日生
満55歳

所有する当社の株式数
32,820株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1989年 4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鐵株式会社）
入社
- 2002年 1月 当社入社
- 2004年 4月 当社営業グループシニアマネージャー
- 2006年 6月 当社取締役営業グループアシスタントゼネラルマネージャー
- 2010年 6月 当社取締役営業グループゼネラルマネージャー
- 2012年 6月 当社代表取締役副社長営業グループゼネラルマネージャー
- 2018年 6月 当社代表取締役副社長営業グループ、管理グループ管掌
- 2019年 5月 ax株式会社取締役（現任）
- 2020年 4月 当社代表取締役副社長（現任）

■ 取締役会への出席状況

100%（13回中13回出席）

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

齊藤昭宏氏は、他社において豊富な半導体営業・事業推進の経験を持ち、当社においては代表取締役副社長として事業推進・経営管理に携わっております。その経験と実績をもとに当社の経営を統括することにより、取締役会の意思決定機能の強化及び業務執行の迅速化・効率化を図り、経営環境の変化に的確に対応できる機動的な経営を推進することが期待されるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者といたしました。



生年月日

1983年12月12日生
満38歳

所有する当社の株式数
9,390株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2006年 4月 当社入社
- 2011年 3月 筑波大学大学院システム情報工学研究科博士後期課程修了（工学博士）
- 2013年 4月 当社技術グループシニアマネージャー
- 2014年 4月 筑波大学客員准教授（現任）
- 2018年 6月 当社取締役新規事業推進担当ゼネラルマネージャー 技術グループアルゴリズムチームリーダー
- 2018年 7月 株式会社VIPPOOL取締役
- 2019年 4月 当社取締役新規事業推進担当ゼネラルマネージャー 技術グループアルゴリズムチーム管掌
- 2019年 5月 ax株式会社取締役（現任）
- 2019年 8月 モーションポートレート株式会社取締役
- 2022年 4月 当社取締役事業開発グループゼネラルマネージャー 技術グループアルゴリズムチーム管掌（現任）

■ 取締役会への出席状況

100%（13回中13回出席）

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

客野一樹氏は、在学時に当社と共同研究を行っている研究室に所属し、当社入社後は一貫して当社LSI製品の差別化を担うアルゴリズムやアーキテクチャを実現する独自の要素技術開発に携わり、2018年からは研究開発部門のリーダーとして研究開発部門を統括してきました。現在はこれまでの研究開発を通して培ってきた経験・知見等を生かして新分野の確立を加速させるべく、新規事業分野の経営に携わっております。今後も新規事業分野における事業推進において主導的役割が期待されるとともに、その経験と実績を当社の経営に反映することにより、取締役会の意思決定機能の強化及び業務執行の迅速化・効率化を図り、経営環境の変化に的確に対応できる機動的な経営を推進することが期待されるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者としたしました。



生年月日

1973年2月24日生

満49歳

所有する当社の株式数

2,162株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1995年4月 高千穂交易株式会社入社
- 1999年11月 株式会社メガチップス入社
- 2006年10月 当社入社
- 2015年4月 当社営業グループシニアマネージャー
- 2018年6月 当社執行役員営業グループゼネラルマネージャー（現任）
- 2020年11月 aimRage株式会社代表取締役社長（現任）

■ 取締役会への出席状況

-

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由

岸本貴臣氏は、他社において豊富な半導体営業の経験を持ち、当社入社後は営業部門においてLSI製品をはじめとする各種周辺製品などの営業活動を通して、着実に新規顧客の獲得を実現するとともに、既存顧客とのパートナーシップを強化するなど、当社製品群の売上向上・シェア拡大に貢献してきました。現在は営業部門の責任者及び執行役員として市場ニーズを的確に捉えるマーケティング力を発揮するとともに、メモリモジュールの製造・販売に特化した子会社の代表取締役社長としてその職務を担っております。今後も営業部門における事業推進において主導的役割が期待されるとともに、その経験と実績を当社の経営に反映することにより、取締役会の意思決定機能の強化及び業務執行の迅速化・効率化を図り、経営環境の変化に的確に対応できる機動的な経営を推進することが期待されるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者いたしました。



生年月日

1977年5月24日生

満45歳

所有する当社の株式数

17,308株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2002年11月 当社入社
2012年6月 当社技術グループシニアマネージャー LSI
チームチームリーダー
2018年6月 当社執行役員技術グループアシスタントゼ
ネラルマネージャー
LSIチームチームリーダー
2019年4月 当社執行役員技術グループゼネラルマネー
ジャー（現任）

■ 取締役会への出席状況

-

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者
とした理由

菊地篤志氏は、当社入社以来、一貫して当社主力製品のLSI開発に携わり、2012年からはLSI開発部門のリーダーとして、最先端プロセスを採用した大規模なLSI設計開発を主導し、顧客満足度の高いLSI製品を生み出してきました。現在は開発部門の責任者及び執行役員として、専門性の高いエンジニア集団の陣頭指揮を執るなど、豊富な開発業務経験及び強いリーダーシップを有しております。今後も開発部門における事業推進において主導的役割が期待されるとともに、その経験と実績を当社の経営に反映することにより、取締役会の意思決定機能の強化及び業務執行の迅速化・効率化を図り、経営環境の変化に的確に対応できる機動的な経営を推進することが期待されるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岸本貴臣氏、菊地篤志氏の所有する当社の株式数には、株式会社アクセル従業員持株会における持分株数が含まれております。
3. 当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、現在の監査等委員である取締役4名の再任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



生年月日

1958年1月28日生
満64歳

所有する当社の株式数
0株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1982年 4月 日本電気株式会社入社
- 2005年 1月 NECエレクトロニクス株式会社システムメモリ事業部長
- 2007年 5月 同社アドバンストASIC事業部長
- 2008年 7月 同社システムASIC事業部長
- 2010年 4月 ルネサスエレクトロニクス株式会社イメージングデバイス事業部長
- 2011年10月 同社産業ネットワーク第二事業部長
- 2012年10月 同社退職
- 2014年 4月 中小企業診断士登録
- 2017年 4月 国立研究開発法人科学技術振興機構入職
- 2018年 6月 当社社外取締役[監査等委員]
- 2019年 6月 当社社外取締役[常勤監査等委員]（現任）

■ 取締役会への出席状況

100%（13回中13回出席）

■ 監査等委員会への出席状況

100%（14回中14回出席）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

西坂禎一郎氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、当社が属する半導体業界における長年の多様な業務を通じて、新規事業分野を含めた事業推進に必要とされる豊富な経験と幅広い見識等を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、取締役会の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

なお、西坂禎一郎氏が過去に在籍したルネサスエレクトロニクス株式会社と当社との間には当社製品の製造委託にかかる仕入の取引関係があるものの、同氏が同社の職を辞してから9年が経過しており現時点においては同社との間に何らの関係もなく、同氏の監査等委員である社外取締役としての客観的・公正・中立な判断に影響を及ぼさないものと考えております。



生年月日

1951年6月18日生
満71歳

所有する当社の株式数
0株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1974年 4月 昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
- 1977年 3月 公認会計士登録
- 1982年 1月 三村勝也公認会計士税理士事務所開設（現任）
- 2008年 6月 当社社外監査役
- 2016年 6月 当社社外取締役[監査等委員]
- 2016年10月 株式会社稲葉製作所社外取締役（現任）
- 2017年12月 富士山の銘水株式会社社外監査役
- 2018年 6月 当社社外取締役[常勤監査等委員]
- 2018年 7月 富士山の銘水株式会社社外取締役[監査等委員]
- 2019年 6月 当社社外取締役[監査等委員]（現任）
- 2019年 6月 ファナック株式会社監査役
- 2021年 6月 ファナック株式会社取締役[監査等委員]（現任）

■ 取締役会への出席状況

100%（13回中13回出席）

■ 監査等委員会への出席状況

100%（14回中14回出席）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三村勝也氏は、公認会計士及び税理士としての財務・会計に関する専門的な知識・豊富な経験等に加え、会社経営に関する知見も有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、取締役会の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。



生年月日

1953年2月9日生
満69歳

所有する当社の株式数

100株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1975年4月 株式会社平和相互銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
- 1981年11月 山一証券株式会社入社
- 1993年11月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社
投資銀行部門法人部長
- 2000年2月 ストラテジック キャピタルパートナーズ
株式会社設立代表取締役
- 2010年6月 当社社外取締役
- 2016年6月 当社社外取締役[監査等委員]（現任）
- 2016年11月 株式会社立誠社監査役（現任）
- 2017年3月 ケン不動産投資顧問株式会社代表取締役社長
- 2017年6月 株式会社シブヤテレビジョン代表取締役社長
（現任）

■ 取締役会への出席状況

100%（13回中13回出席）

■ 監査等委員会への出席状況

100%（14回中14回出席）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鈴木真巨氏は、複数の会社における豊富な業務経験に加え、経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、取締役会の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。



生年月日

1963年12月12日生
満58歳

所有する当社の株式数
0株

■ 略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1990年10月 中央新光監査法人入所
1995年 8月 公認会計士登録
1997年 1月 株式会社矢野製作所入社
2003年 3月 ヤノエレクトロニクス・タイランド出向
代表取締役副社長
2004年 4月 株式会社矢野製作所帰任
2004年 9月 五十島公認会計士事務所代表（現任）
2008年 6月 当社社外監査役
株式会社イージェーワークス監査役
Lunascap e株式会社監査役
2011年12月 太洋物産株式会社常勤監査役
2012年 6月 株式会社新東京グループ社外監査役
2015年10月 株式会社クラスター会計代表取締役社長
2016年 6月 当社社外取締役[監査等委員]（現任）
2017年12月 太洋物産株式会社社外取締役
2019年 1月 TIS税理士法人代表社員

■ 取締役会への出席状況

100%（13回中13回出席）

■ 監査等委員会への出席状況

100%（14回中14回出席）

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

五十島滋夫氏は、公認会計士及び税理士としての財務・会計に関する専門的な知識・豊富な経験等に加え、会社経営に関する知見も有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、取締役会の監査・監督機能がさらに強化できると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 西坂禎一郎、三村勝也、鈴木眞巨、五十島滋夫の4氏は社外取締役候補者であります。
3. 西坂禎一郎、三村勝也、鈴木眞巨、五十島滋夫の4氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。西坂禎一郎氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年、鈴木眞巨氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって12年（うち監査等委員である社外取締役の在任期間は6年）、三村勝也、五十島滋夫の2氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。なお、三村勝也、五十島滋夫の2氏は過去に当社の社外監査役であったことがあります。
4. 当社は、西坂禎一郎、三村勝也、鈴木眞巨、五十島滋夫の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額であります。なお、4氏が再任された場合、当社は4氏との間で責任限定契約を継続する予定です。
5. 当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 当社は、西坂禎一郎、三村勝也、鈴木眞巨、五十島滋夫の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本総会において4氏が監査等委員である取締役に再任された場合、引き続き4氏を独立役員として届け出る予定です。

以上

(ご参考)

当社は、以下のとおり社外取締役の独立性に関する基準を定めております。

社外取締役の独立性に関する方針として、会社法が定める社外取締役の基準を満たすとともに、以下の要件を満たす者を独立役員として選任いたします。

1. 次の事項に該当する場合は『独立役員』とは言えないと判断いたします。

<取引関係>

①当社グループの主要な取引先(注1)の業務執行者(注2)

<主要株主>

②当社グループの10%以上の議決権を保有している株主又はその業務執行者

③当社グループが10%以上の議決権を保有している者の業務執行者

<アドバイザー・専門的サービス提供者>

④当社グループの法定監査を行う監査法人の社員、パートナー又は従業員

⑤当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注3)を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家

<社外役員の「持ち合い」関連(相互就任)>

⑥当社グループの業務執行者が他の会社にて社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行者

<寄付先>

⑦当社グループから年間1,000万円を超える寄付又は助成を受領している団体の業務執行者

<近親者>

⑧上記①から⑦までの、配偶者又は2親等内の親族もしくは同居の親族

<その他>

⑨過去3年間において上記①から⑧に該当していた者

2. 上記形式要件以外にも実質的な独立性を慎重に考慮するものといたします。

3. 独立役員は、上記1に定める要件のいずれかに該当することとなった場合には、直ちに当社に報告するものといたします。

(注) 1. 「主要な取引先」とは、その直近の年間取引金額が当社の売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものを意味しております。

2. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人を意味しております。

3. 「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000万円以上、法人・団体の場合は連結売上高の2%を超えることを意味しております。

第3・4号議案が承認されたのちの経営体制（予定）スキルマトリックス

										
	松浦一教	斉藤昭宏	客野一樹	岸本貴臣	菊地篤志	西坂禎一郎	三村勝也	鈴木真巨	五十島滋夫	
	代表 取締役会長	代表 取締役社長	常務取締役 事業開発 グループGM	取締役 営業 グループGM	取締役 技術 グループGM	監査等委員 (常勤)	監査等委員	監査等委員	監査等委員	執行役員
経営全般・ 経営戦略	●	●						●		
技術・ 研究開発	●		●		●	●				
営業・ マーケティング		●		●						
管理全般										●
情報セキュ リティ・DX					●					
事業開発			●	●		●				
会計・税務							●		●	
ファイナンス・ M&A							●	●	●	
国際経験・ 国際ビジネス		●						●		
リスク マネジメント						●				

以上

<議決権行使のお手続きについて>

議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 郵送(書面)による議決権行使について

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

2. インターネットによる議決権行使について

(1) 議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

(2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用(インターネット接続料金・通信料金等)は株主さまのご負担となります。

(3) インターネットによる議決権の行使は、2022年6月22日(水曜日)午後6時まで受け付けいたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

3. パスワードの取り扱い

(1) 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) パスワードは議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

4. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効といたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効といたします。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 0120-173-027(受付時間 午前9時~午後9時 通話料無料)

以上

(添付書類)

事業報告

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が着実に普及し、厳しい行動制限は徐々に緩和されるなど、社会経済活動に回復の兆しが見られました。しかしながら、新たな変異株による感染拡大に加え、世界的なサプライチェーンの混乱や半導体の供給不足、さらには世界的な資源価格の高騰の影響が懸念されるなど、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの主力市場であるパチンコ・パチスロ機市場は、遊技ホールの厳しい経営環境を背景に新台の購入意欲が低迷するなど厳しい市場環境が続いておりますが、当連結会計年度におきましては、2020年5月に施行された改正規則附則に伴い、旧規則機の設置期限に向けた新規別機への入れ替え需要が発生いたしました。当社の市場規模の目安となるパチンコ・パチスロ機の年間販売台数は、前期120万台に対して174万台程度まで回復したものと推計しております。

かかる環境の中で当社グループは、従業員及び取引先を含めた関係者の皆さまの安全を最優先とした新型コロナウイルス感染症対策を継続したうえで、パチンコ・パチスロ機市場での安定収益確保に向けた取り組み、組み込み機器市場(注)に向けたグラフィックスLSIの販売拡大、さらには新規事業と位置づけるミドルウェア、機械学習/AI、ブロックチェーン、セキュリティの4領域における早期事業化に向けた活動に注力いたしました。また、新規事業の展開を加速させる観点から、組織再編やアライアンス、出資の検討等を積極的に実施いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は前期比1,667百万円増(同18.5%増)となる10,666百万円、売上総利益は同425百万円増(同13.7%増)となる3,516百万円となりました。売上総利益率は製品ミックスの変動による影響に加え、一部製品の仕入単価の上昇により前期に比して1.4ポイント低下となる33.0%となっております。

販売費及び一般管理費は前期比122百万円増(同4.8%増)となる2,677百

万円、販売費及び一般管理費のうち研究開発費は同48百万円増（同3.3%増）となる1,520百万円となっております。

以上により、営業利益は前期比302百万円増（同56.4%増）となる839百万円となりました。また、営業外収益にNEDO助成金収入138百万円を計上した結果、経常利益は前期比296百万円増（同42.0%増）となる1,001百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同195百万円増（同29.1%増）となる865百万円となりました。

(注) 「組み込み機器市場」とは、パチンコ・パチスロ機以外の組み込み機器の製造に係る市場として使用しております。組み込み機器とはコンピュータが内部に組み込まれており、そのコンピュータに特定のアプリケーションに特化した処理を行わせる電子装置を意味しております。医療機器や自動販売機、生活家電など多種多岐にわたる機器が組み込み機器に該当いたします。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。また、下記セグメントのほか、各セグメントに配分していない全社費用が623百万円となっております。なお、前連結会計年度まで「LSI開発販売関連」セグメントに含めておりました組み込み機器向け製品は、新規事業との関係性が深まってきていることから、当連結会計年度より「新規事業関連」セグメントに変更しております。前期比較の説明は、変更後の報告セグメント区分に基づき行っております。

(1) LSI開発販売関連

LSI開発販売関連は既存事業であるパチンコ・パチスロ機向け製品で構成されており、売上高は前期比1,561百万円増（同18.2%増）となる10,144百万円、セグメント利益は同352百万円増（同21.3%増）となる2,007百万円となりました。製品別では主力製品であるパチンコ・パチスロ機向けグラフィックスLSIが前期に対し約4万個増加となる約44万個の販売になりました。メモリモジュール（注）製品は新規販売ベースで前期を上回る販売数となったほか、高単価製品の販売比率が上昇したことにより、売上高は大幅に増加いたしました。

また、当期末の同セグメントの受注残高は12,957百万円となっております。世界的な半導体の供給不足の影響から多くのメーカーにおいて部材を積極的に確保する動きを見せており、本受注残には来期以降の販売予定分が含まれております。

(注) 「メモリモジュール」とは、パチンコ・パチスロ機の画像表示用基板に搭載される画像データを保持しておく部分の仕組みを意味しております。

(2) 新規事業関連

新規事業関連は組み込み機器向けグラフィックスLSIに加え、ミドルウェア、機械学習/AI、ブロックチェーン、セキュリティ領域に向けたスタートアップ事業であり、ミドルウェア、機械学習/AI領域での売上高を中心に、売上高は前期比105百万円増（同25.3%増）となる522百万円、セグメント損失は同50百万円増（前期は495百万円の損失）となる545百万円となりました。なお、当連結会計年度におきましては、機械学習/AI領域における開発支援ビジネスが大きく伸びいたしました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は47百万円であります。

その主な内訳は、執務エリア等の改装費用として19百万円、業務管理用ソフトウェア等として15百万円及び設計開発用機材等として5百万円となっております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資等は、すべて自己資金で賄っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第24期 (2019年3月期)	第25期 (2020年3月期)	第26期 (2021年3月期)	第27期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高(百万円)	－	9,265	8,999	10,666
経常利益(百万円)	－	535	705	1,001
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	－	468	670	865
1株当たり当期純利益(円)	－	41.85	60.63	80.05
総資産(百万円)	－	11,146	11,132	12,274
純資産(百万円)	－	9,836	10,071	10,629
1株当たり純資産額(円)	－	876.72	929.16	974.54

- (注) 1. 第25期より連結計算書類を作成しておりますので、第24期については記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第24期 (2019年3月期)	第25期 (2020年3月期)	第26期 (2021年3月期)	第27期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)	5,003	9,158	8,759	10,350
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△1,651	588	725	1,013
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△2,000	523	695	903
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△178.83	46.82	62.84	83.52
総 資 産 (百万円)	9,701	11,128	11,161	11,726
純 資 産 (百万円)	9,313	9,867	10,128	10,691
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	832.45	881.70	936.58	984.87

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	事業内容
ax株式会社	100百万円	90.00%	AIに関するコンサルティング (AIアプリの開発等) AIに関するフレームワークの開発、販売 ミドルウェア (AXIP) の販売
aimRage株式会社	45百万円	85.00%	メモリの企画・開発・製造・販売 メモリの書き込み、リユース業務

- (注) 1. ax株式会社は2022年3月に増資を行った後、減資を行い資本金が減少しております。
2. aimRage株式会社は重要性が増したため当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは持続的な成長のため、以下の課題に取り組んでまいります。

① 新規事業の規模拡大について

当社グループの主力市場であるパチンコ・パチスロ機市場は、市場の漸減傾向に加え、パチンコ・パチスロ機構成部材のリユースによる需要縮小の影響を受けるなど、厳しい環境が続いております。今後の市場動向につきましても、当面は不透明な状況が続くことが想定されております。このような状況の中、当社グループが持続的な成長を実現していくためには、事業の多角化等による新たな収益機会の獲得が必要不可欠であると考えております。

現在、事業の多角化に向けた取り組みとして、医療機器や産業用機器等の組み込み機器に向けたグラフィックスLSIの販売拡大に加え、ミドルウェア、機械学習/AI、ブロックチェーン、セキュリティの4領域における事業化に注力しております。当社グループでは、事業の多角化に向けて組織改正や子会社設立などの体制整備を進めるとともに、事業化を一層加速させるためのアライアンスやM&A、事業投資の検討等を積極的に進めております。

② パチンコ・パチスロ機市場での安定収益の確保について

パチンコ・パチスロ機市場は厳しい市場環境が続いておりますが、同市場は当社グループ製品をはじめとする電子部品の需要が旺盛な巨大な市場であることに加え、当社グループにおいて事業化が可能な未参入領域も残されており、引き続き重要な市場であると考えております。

同市場に向けましては、引き続き主力製品であるグラフィックスLSIを中核製品とし、システムビジネスへの展開、さらには同市場内における新たな領域への製品開発など製品の多様化を図ってまいります。また、顧客の開発負担を軽減する開発支援環境の整備向上を図り、顧客とより密着した付加価値の高いソリューションを提供してまいりたいと考えております。このような施策を有機的に展開し、厳しい市場環境においても安定収益の確保と中長期的な成長を実現してまいりたいと考えております。

③ 知的財産権の保護・保全及び他社の知的財産権の侵害リスクを排斥するための取り組みについて

当社グループは、開発した各種技術に係る知的財産権の保護・保全に加え、当社グループの事業規模の拡大に応じて、他社の知的財産権の侵害リスクが高まるとの認識のもと、他社の権利を侵害しないための体制整備が重要な課題であると認識しております。以上の課題に対し当社グループでは、社長直轄の知的財産権全般にわたる担当部署を設置するとともに弁理士との緊密な関係構築や知的財産権に関する社内セミナーの開催といった取り組みを

継続的に実施しております。今後におきましても、研究開発担当者、知的財産権を統括する部署及び弁理士との連携強化を進め、さらなる実効性の向上に努めてまいりたいと考えております。

④ コーポレート・ガバナンスの充実について

当社グループは、継続的な企業価値向上及び持続可能な成長を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの充実が重要であると考えており、業態、事業規模等に見合ったコーポレート・ガバナンス体制を適宜構築していくことが重要な課題であると考えております。

(コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方)

当社は、企業理念に定める「Mission」「Vision」「Values」の価値観を共有して事業に取り組む。また、この理念のもと、企業組織として社会的倫理観をもって事業活動を行うとともに、経営の健全性、透明性、効率性を高めることにより、企業価値の向上と持続可能な成長を目指す。

アクセル企業理念

- Mission : 洗練された製品・サービスの創造を通じ、世の中の革新に貢献しよう
- Vision : 先端テクノロジー企業として、グローバルに活躍することを目指そう
- Values : 顧客の満足を第一としよう
プロフェッショナルとして挑戦することを楽しもう
多様性を尊重し、仲間と、より大きなことを為そう
スピードを上げよう

以下の項目につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.axell.co.jp/>) に掲載しております。

1. 企業集団の現況 (5) 主要な事業内容、(6) 主要な営業所及び工場、(7) 従業員の状況、(8) 主要な借入先の状況、(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項、
2. 株式の状況、
3. 会社の新株予約権等に関する事項

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	松 浦 一 教	筑波大学客員教授
代表取締役副社長	斉 藤 昭 宏	ax株式会社 取締役
取 締 役	蟹 江 幸 司	情報セキュリティ担当ゼネラルマネージャー
取 締 役	客 野 一 樹	新規事業推進担当ゼネラルマネージャー 技術グループアルゴリズムチーム管掌 筑波大学客員准教授 ax株式会社 取締役
取 締 役 (監査等委員・常勤)	西 坂 禎 一 郎	中小企業診断士
取 締 役 (監査等委員)	三 村 勝 也	公認会計士・税理士 株式会社稲葉製作所 社外取締役 ファナック株式会社 取締役(監査等委員)
取 締 役 (監査等委員)	鈴 木 眞 巨	株式会社シブヤテレビジョン 代表取締役社長 株式会社立誠社 監査役
取 締 役 (監査等委員)	五十島 滋 夫	公認会計士・税理士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)西坂禎一郎氏、三村勝也氏、鈴木眞巨氏及び五十島滋夫氏は社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)三村勝也氏及び五十島滋夫氏は、長年にわたる公認会計士及び税理士としての財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために取締役(監査等委員)西坂禎一郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役(監査等委員)西坂禎一郎氏、三村勝也氏、鈴木眞巨氏及び五十島滋夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 客野一樹氏が取締役を兼務しておりました株式会社VIPPOOLは、2022年3月31日開催の臨時取締役会において解散決議されております。
6. 2022年4月1日付で客野一樹氏は新規事業推進担当ゼネラルマネージャーから事業開発グループゼネラルマネージャーに就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(監査等委員)西坂禎一郎氏、三村勝也氏、鈴木眞巨氏及び五十島滋夫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	114	94	－	19	4
(うち社外取締役)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
取締役 (監査等委員)	31	31	－	－	4
(うち社外取締役)	(31)	(31)	(－)	(－)	(4)
合 計	145	125	－	19	8
(うち社外取締役)	(31)	(31)	(－)	(－)	(4)

(注) 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月25日開催の取締役会において、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、当該決定方針と整合していること等を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

<基本方針>

当社の取締役の報酬は、持続的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各取締役の職責等を踏まえた適正な内容及び水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬 (金銭報酬) に加え、事業年度ごとの業績に基づく短期業績連動報酬 (金銭報酬) と中長期的な業績と企業価値向上への貢献意識を高めることを目的とした中長期業績連動報酬 (株式報酬) により構成しております。また、社外取締役については、その職務に鑑み「基本報酬」のみを支払うこととしております。

<基本報酬（金銭報酬）に関する方針>

当社の取締役の基本報酬は、職責等に応じた堅実な職務執行を促すための固定報酬（月別）とし、各取締役の役位、職責、経験、能力、自己評価、従業員の給与とのバランス、同業種における他社水準なども考慮しながら、総合的に勘案して決定することとしております。また、業績に対する経営責任を明確にするため、以下の減額条項を定めております。

（固定報酬減額条項）*対象は業務執行取締役のみとする。

- ・当期純損失（連結決算優先）を計上した場合、翌期固定報酬を6か月間役職に応じて30～20%相当分を減額する。
- ・上記固定報酬の減額は最低額とし、状況により取締役会で減額幅拡大の検討を行う。

<業績連動報酬等並びに非金銭報酬等に関する方針>

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績に基づく「短期業績連動報酬」と、中長期的な業績と企業価値向上への貢献意識を高めることを目的とした「中長期業績連動報酬」による構成としております。短期業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の自己資本利益率（ROE：連結決算優先）の水準に応じた額を賞与として、支給水準に達した年度の終了後に支給いたします。また、支給基準は、株主目線を経営に取り入れるため資本コストを意識するものとし、自己資本利益率（ROE：連結決算優先）8%以上の場合に支給するものとしておりますが、適切なインセンティブとして継続して機能するよう、監査等委員会の意見を踏まえたうえで、環境の変化に応じて適宜見直しを行います。なお、見直しに当たっては株主総会の承認決議を得るものとしていたします。

中長期業績連動報酬は、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、長期的な株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより高める報酬構成とするため、非金銭報酬となる譲渡制限付株式報酬としております。株主との利害共有を長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は30年間とし、当社企業集団の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職するまでは譲渡等の処分を行うことはできないものとしております。また、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は年額30百万円以内とし、支給時期は定時株主総会終了後、1か月以内を目安としております。

<報酬等の割合に関する方針>

取締役の種類別の報酬割合は、当社と同程度の事業規模や同業種における他社水準を参考に、上位の役位ほど業績連動報酬の比重が高まることを基本構成としております。報酬等の種類ごとの割合は、短期業績連動報酬の支給基準である連結ROE 8%達成時において、業務執行取締役でおおよその目安として基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝70：20：10としております。

<報酬等の決定の委任に関する方針>

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会となっておりますが、代表取締役社長松浦一教氏がその具体的な内容につきまして委任を受けるものとしております。その権限の内容及び裁量の範囲につきましては、株主総会で決定された総額限度内で、各取締役の職責、職務執行状況及び取締役の自己評価等を総合的に勘案し、代表取締役社長が個別報酬額（株式報酬の場合は個人別の金銭報酬債権額及び割当株式数）を決定することに限るものとしております。また、適切な権限の行使のため、個別の報酬額等は、独立社外取締役から構成される監査等委員会の意見を確認の上、取締役会において最終決定しております。

<取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項>

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2020年6月30日開催の第25期定時株主総会において、固定報酬枠として年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、業績連動報酬枠のうち短期業績連動報酬として自己資本利益率（ROE：連結決算優先）が8%以上12%未満で年額50百万円、12%以上16%未満で年額80百万円、16%以上は4%上がるごとに20百万円を上乗せする内容で決議しております。また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月30日開催の第25期定時株主総会において、株式報酬の額として年額30百万円以内、株式数の上限を年37,500株以内（監査等委員である取締役を除く。）と決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。

取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2016年6月18日開催の第21期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名です。

なお監査等委員を含めた取締役の員数は、定款で10名以内と定めております。

なお、2022年1月25日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の第27期定時株主総会以降の報酬に係る取締役報酬支給基準を改定しており、併せて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針も一部見直しております。見直しを実施した主要な変更箇所は以下の通りであります。下線部分は変更箇所を示しております。

<基本報酬（金銭報酬）に関する方針>

当社の取締役の基本報酬は、職責等に応じた堅実な職務執行を促すための固定報酬（月別）とし、取締役報酬支給基準に定める役位ランク（EX-1からEX-9及びEX-C）に基づき支給するものとし、支給額は役位ランクに基づき定める代表対価、監督対価、職位対価の合算額とし、これらの対価とは別に特命事項等の対価を追加することもできるものとし、また、業績に対する経営責任を明確にするため、以下の減額条項を定めております。

(固定報酬減額条項) *対象は業務執行取締役のみとする。

- ・当期純損失(連結決算優先)を計上した場合、翌期固定報酬を6か月間役職に応じて30~20%相当分を減額する。
- ・上記固定報酬の減額は最低額とし、状況により取締役会で減額幅拡大の検討を行う。

<報酬等の決定の委任に関する方針>

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会となっておりますが、代表取締役社長がその具体的な内容につきまして委任を受けるものとしております。その権限の内容及び裁量の範囲につきましては、株主総会で決定された総額限度内で、各取締役の職責、職務執行状況及び取締役の自己評価等を総合的に勘案し、代表取締役社長が役位ランクを決定し、取締役報酬支給基準に基づき個別報酬額(株式報酬の場合は個人別の金銭報酬債権額及び割当株式数)を決定することに限るものとしております。また、適切な権限の行使のため、個別の報酬額等は、独立社外取締役から構成される監査等委員会の意見を確認の上、取締役会において最終決定しております。

以下の項目につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.axell.co.jp/>) に掲載しております。

4. 会社役員の状況(4)社外役員に関する事項、5. 会計監査人の状況、6. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要、7. 剰余金の配当等の決定に関する方針、8. 会社の支配に関する基本方針

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,010	流動負債	1,605
現金及び預金	9,097	買掛金	1,094
売掛金及び契約資産	1,039	未払法人税等	136
商品及び製品	771	未払消費税等	109
仕掛品	0	その他	265
原材料及び貯蔵品	0	固定負債	39
その他	101	資産除去債務	39
貸倒引当金	△0	負債合計	1,645
固定資産	1,264	(純資産の部)	
有形固定資産	105	株主資本	10,386
建物	70	資本金	1,028
工具、器具及び備品	34	資本剰余金	882
無形固定資産	53	利益剰余金	8,777
のれん	29	自己株式	△301
その他	24	その他の包括利益累計額	166
投資その他の資産	1,104	その他有価証券 評価差額金	166
投資有価証券	834	新株予約権	27
繰延税金資産	85	非支配株主持分	49
その他	184	純資産合計	10,629
資産合計	12,274	負債・純資産合計	12,274

連結損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		10,666
売上原価		7,150
売上総利益		3,516
販売費及び一般管理費		2,677
営業利益		839
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	7	
助成金収入	138	
投資事業組合運用益	16	
その他の	1	164
営業外費用		
その他の	1	1
経常利益		1,001
特別損失		
減損損失	0	
子会社清算損	0	1
税金等調整前当期純利益		1,000
法人税、住民税及び事業税	155	
法人税等調整額	△24	130
当期純利益		869
非支配株主に帰属する当期純利益		3
親会社株主に帰属する当期純利益		865

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,081	流動負債	995
現金及び預金	8,217	買掛金	618
売掛金及び契約資産	969	契約負債	4
商品及び製品	803	未払金	138
原材料及び貯蔵品	0	未払費用	25
前渡金	1	未払法人税等	94
前払費用	84	未払消費税等	97
その他	5	預り金	15
固定資産	1,645	固定負債	39
有形固定資産	77	資産除去債務	39
建物	57	負債合計	1,034
工具、器具及び備品	19	(純資産の部)	
無形固定資産	24	株主資本	10,498
特許権	3	資本金	1,028
ソフトウェア	20	資本剰余金	876
投資その他の資産	1,543	資本準備金	871
投資有価証券	834	その他資本剰余金	4
関係会社株式	531	利益剰余金	8,895
長期前払費用	28	利益準備金	1
敷金及び保証金	70	その他利益剰余金	8,893
繰延税金資産	64	繰越利益剰余金	8,893
その他	13	自己株式	△301
資産合計	11,726	評価・換算差額等	166
		その他有価証券 評価差額金	166
		新株予約権	27
		純資産合計	10,691
		負債・純資産合計	11,726

損 益 計 算 書

(自 2021年 4月 1日)
(至 2022年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,350
売 上 原 価		7,174
売 上 総 利 益		3,175
販売費及び一般管理費		2,326
営 業 利 益		849
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	7	
助 成 金 収 入	138	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	16	
そ の 他	1	164
営 業 外 費 用		
そ の 他	0	0
経 常 利 益		1,013
税 引 前 当 期 純 利 益		1,013
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	113	
法 人 税 等 調 整 額	△4	109
当 期 純 利 益		903

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社 アクセル
取締役会 御中

2022年5月19日

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 横内 龍也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アクセルの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクセル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社 アクセル

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 横内 龍也
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アクセルの2021年4月1日から2022年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式も交えて意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社 アクセル 監査等委員会

監査等委員（常勤）	西 坂 禎一郎 ⑩
監査等委員	三 村 勝 也 ⑩
監査等委員	鈴 木 眞 巨 ⑩
監査等委員	五十島 滋 夫 ⑩

(注) 監査等委員4名は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場：東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号
ホテルメトロポリタンエドモント 2階 悠久の間
TEL 03-3237-1111

- 最寄駅：
- ・ JR飯田橋駅東口より徒歩約5分
 - ・ 地下鉄有楽町線／南北線／大江戸線 飯田橋駅A2出口より徒歩約5分
 - ・ 地下鉄東西線 飯田橋駅A5出口より徒歩約2分
 - ・ JR水道橋駅西口より徒歩約5分



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。